

社会福祉法人さしま福祉会
介護予防短期入所生活介護事業所 運営規程

(目的)

第 1条 この運営規程は、社会福祉法人さしま福祉会が設置運営する介護予防短期入所生活介護事業所の運営及び利用について、必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2条 事業の主体は、社会福祉法人さしま福祉会が行う。

(事業所の名称及び所在地)

第 3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 四季の郷（以下「事業所」という。）
- (2) 所在地 茨城県古河市東間中橋198番地

(基本方針)

第 4条 利用者が要介護認定等となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営方針)

第 5条 事業所において提供する介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え個別に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(職員の種類、員数及び職務内容)

第 6条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 1名（兼務）
 - イ 事業所を代表し、事業の総括の任にあたる。
 - ロ 他の業務を兼務することが出来る。
- (2) 生活相談員 1名（併設の指定介護老人福祉施設との兼務）
 - イ 生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に従事する。
- (3) 介護職員 3名（併設の指定介護老人福祉施設との兼務）
 - イ 介護職員は、利用者の介護、援助業務に従事する。

(4) 看護職員 1名（併設の指定介護老人福祉施設との兼務）

イ 看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(5) 機能訓練指導員 1名（兼務）（併設の指定介護老人福祉施設との兼務）

イ 機能訓練指導員は、利用者の必要な心身の諸機能の維持を図り、日常生活の自立を助けるために必要な機能訓練等を行う。

(6) 医師 1名以上（併設の指定介護老人福祉施設との兼務）

(7) 事務員(事務長含む) 若干名（兼務）

イ 事務員は、必要な事務を行う。

(8) その他 若干名

(定員)

第 7条 ユニット数1（定員10名）とする。

(利用者の介護計画等の作成)

第 8条 介護予防短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護計画を作成する。

2 利用者の介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

(事業の内容)

第 9条 事業所が提供する介護予防短期入所生活介護事業内容は、次のとおりとする。

(介護)

- 1 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の向上に努め、適切な技術をもって介護サービスを行う。
- 2 入浴の実施にあたっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽や機械を用いた入浴や介助浴等を実施する。また、事前に健康管理を行い入浴が困難な場合は、清拭を実施し、清潔保持に努めるものとする。
- 3 排泄の介助に当たっては、利用者の心身の状況や排泄状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄介助を行うものとする。
- 4 おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、おむつ交換に当たっては、利用者の排泄の状況を踏まえて実施するものとする。
- 5 適切な介護職員を配置し、離床、着替え、整容、洗顔、口腔清潔等を援助し生活面での積極性を向上させるものとする。

(食事の提供)

- 1 利用者の年齢、身体的状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供し、病弱者に対する献立については、必要に応じて医師の指導を受けるものとする。

- 2 利用者の食事は、適切な衛生管理の基に調理し、適切な時間に提供し、自立支援を目的に、出来るだけ食堂で会食を行うものとする。

(機能訓練)

- 1 利用者の家庭環境を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じてレクリエーション、行事等の実施及び多彩な器具を利用して、機能の向上に努めるものとする。

(健康管理)

- 1 事業所の医師及び看護士は、常に利用者の健康管理に努め、健康維持のための適切な措置をとるものとする。
- 2 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、必要な事項について記録しておくものとする。

(相談及び援助)

- 1 事業所の生活相談員は、常に利用者の心身の状況及び置かれている生活環境等の的確な把握に努めるとともに相談に応じ、必要な助言その他の援助を行い常に利用者の家族と連携を図るものとする。

(利用者の利用料)

第10条 事業所が提供する介護予防短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準とし、その1～3割の額とする。但し、次に掲げる項目については、別紙1により利用料金の支払を受ける。

- (1) 全各号に掲げるもののほか、介護予防短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用。
- (2) 前項の費用の支払いを含むサービス提供する際には、事前に利用者又は、その家族に対して当該サービスの内容及び費用を説明したうえで、利用者の同意を得て併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記入捺印）を受ける。
- (3) 利用料の支払いは、現金又は、銀行口座引落により指定期日までに受ける。

(事業の実施地域)

第11条 通常の実施区域は次の地域とする。

古河市、坂東市、結城市、下妻市、境町、八千代町、五霞町

(サービスに当たっての留意事項)

- 第12条 介護予防短期入所生活介護の提供を正当な理由なくして拒んではならない。
- 2 利用者の病歴、病状、介護の状況、家庭環境等の把握に努め、これらの記録を介護予防短期入所生活介護記録書に記入し保存する。
- 3 利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医に対する情報の提供及び保

险サービスを提供するものとの連携に努めなければならない。

- 4 利用申し込み者が受給資格者であることを被保険者証により確認しなければならない。
- 5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 6 常に利用者の家族との連携を図るものとする。
- 7 納涼祭、運動会、クリスマス会、誕生会、レクリエーションや各種団体の訪問など、行事を予定しております。
- 8 月2回程度理髪サービスを行っています。
- 9 月2回程度売店を設けています。
- 10 毎週1回昼食は、セレクト食にて副食のメニューが選べます。
- 11 利用中体調不良になったときは、医療機関への受診を随時行います。
- 12 入浴は週2回ですが、ご希望があれば毎日入浴できます。
- 13 利用者に対して、ご希望があれば送迎を行います。

(秘密の保持)

第13条 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

(苦情処理)

第14条 提供した介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他を講ずるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が生じた場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年度定期的に避難、救出訓練及びその他必要な訓練を実施する。

2 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的契約や通報・連携体制について定期的に従事者に周知するものとする。

(緊急時における対応策)

第17条 介護予防短期入所生活介護提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が発生したときは速やかに主治医あるいは協力病院機関に連絡し、適切な措置講ずる。

- 2 主治医又は協力病院の指示を家庭に説明し、理解を求める。
- 3 必要に応じ、地元消防署へ連絡し緊急措置を依頼する。

(虐待の防止対策)

第18条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、定期的に研修を実施するものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第19条 建物、備品やその他器具の破損行為や持ち出しなどを行わないこと

2 他利用者や職員への暴言や暴力は厳禁とし、相互の親睦に努めること

(その他運営について留意事項)

第20条 従事者等の質の向上を図るため、研修、研究の機会を設ける。

2 文書の保存は下記の通りとする。

(5年間保存)

施設サービス計画、サービスの内容に関する記録、身体拘束に関する記録、市町村への情報提供に関する記録、苦情に関する記録、事故に関する記録

(3年間保存)

その他の文書

3 事業所は、短期入所生活介護事業所を併設するため、人員の兼務及び設備を共用するものとする。

4 事業所は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

5 事業所は、身体拘束の廃止、虐待の防止並びに人権擁護に務めるものとする。

6 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人さしま福祉会が定めるものとする。

付則 この運営規程は、平成26年12月1日より施行する。

この運営規定は、平成28年 6月1日より一部変更する。

この運営規定は、令和 元年10月1日より一部変更する。

この運営規定は、令和 3年 8月1日より一部変更する。

この運営規定は、令和 6年 8月1日より一部変更する。

別紙1

第10条に定める料金は、次のとおりとする。

ア 特別な食事（お酒を含む）	利用料金：要した費用の実費
イ 理容代	1回当たり 2,000円
ウ 美容代	1回当たり 要した費用の実費
エ 複写物の交付	1日当たり 20円
オ 日常生活上必要となる諸費用	利用料金：要した費用の実費
カ TVのレンタル	1日当たり 100円
キ 居住費、食費については以下の表による	
ク 本人及びご家族希望による外出時付添い	
	: 1,000円(最初の1時間)+500円/30分毎

1日当たり

(単位：円)

対象者	区分	居住費	食費（上限）
生活保護受給者	段階1	880	300
世帯全員が 市町村民税 非課税	老齢福祉年金受給者	880	600
課税年金収入額と合計所 得の金額が 80 万円以下 の方	段階2	880	
利用者負担第2段階以外 の方（課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方 など）	段階3	1,370	① 1,000 ② 1,300
上記以外の方	段階4	2,006	1,445

段階4の方の内訳（朝食 395円 昼食 635円 夕食 415円）